

目的外使用について

大阪市区役所附設会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする施設（行政財産）であり、原則として施設の目的外である広告の提示や物品の販売などの用途に使用することはできません。

ただし、指定管理者等からの申請に基づき、施設の設置目的を損なわないことを条件に、その使用について許可を与えることができます。

使用許可を受けた場合は、財産条例に基づいて算出した使用料を大阪市に支払う必要があります。なお、使用料については、今後改正されることがあります。